

樹木医学会表彰規定

(平成 12 年 11 月 11 日制定)

(平成 15 年 1 月 27 日改定)

(平成 16 年 10 月 25 日改定)

(平成 22 年 11 月 13 日改定)

(平成 25 年 11 月 23 日改定)

(令和 4 年 12 月 3 日改定)

(令和 5 年 12 月 9 日改定)

第 1 条 樹木医学会会則第 3 条の第 5 号に基づき、樹木医学会が行う表彰に関する業務は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 樹木医学会は、樹木医学会賞、樹木医学奨励賞、樹木医学会臨症事例賞および樹木医学会功績賞により、会員を表彰することができる。

第 3 条 樹木医学会賞は、樹木医学に関する優れた研究成果を発表した者に授与する。樹木医学会奨励賞は、優れた論文・短報や事例研究等を「樹木医学研究」あるいは関連する学会誌や著書に発表した若手会員（原則として推薦年度において 40 歳未満）に授与する。樹木医学会臨症事例賞は、優れた臨症事例を「樹木医学研究」に発表した者に授与する。樹木医学会功績賞は、樹木医学の発展に貢献した者に授与する。

第 4 条 本会会員は、樹木医学会賞、樹木医学会奨励賞、樹木医学会臨症事例賞および樹木医学会功績賞に適すると思われる業績を表彰委員会に推薦することができる。

第 5 条 授賞候補業績の審査・選考は表彰委員会で行う。

2) 表彰委員会の委員は理事会で選任し会長が委嘱する。委員は 5 名以上、10 名以下とする。委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

3) 委員は互選により委員長を定める。

4) 受賞者の選考は委員の 3 分の 2 以上の出席のもとに行う。

5) 表彰委員会の審査・選考は非公開とする。

6) 表彰委員会は、審査・選考の結果を理事会に報告する。

第 6 条 理事会は表彰委員会の報告に基づき、受賞者を決定する。

第 7 条 表彰は毎年 1 回行うものとし、総会の席上で会長が表彰する。但し授与すべき者がない場合はこの限りでない。

付 則 本規定は令和 5 年 12 月 9 日より施行する。